

「新しい公共」はどこへ向かうのか

2010年6月、民主党の新しい首相が誕生した日の朝、「新しい公共」宣言が円卓会議によってとりまとめられた。周知のとおり、「新しい公共」はいま始まったばかりの新たな概念ではない。しかし、地域コミュニティが崩壊し、人と人とのつながりが薄れている社会の姿をさまざまな場面で目の当たりにするたび、また中央政府も地方政府も財政困難が増大し、伝統的な「公共」では人びとに必要な社会サービス供給を保障しえなくなるなかで、「新しい公共」を再検討し、政策的かつ運動的に実践していく重要な時期に来ていることを強く感じる。

まずは「新しい公共」宣言で示された内容を簡潔にみておこう。宣言のなかでは、「新しい公共」を『「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」』として位置づけている。つまり、従来は「官」が担ってきた公共サービスの領域に、国民や企業が当事者として参加することにより、「新しい公共」の場を構築しようというのがその狙いである。政府は、「新しい公共」の担い手となる事業者が円滑に活動できるように制度整備をおこなうとしている。「新しい公共」が機能を発揮するためという点において、「地域主権」もセットになっているといえる。

今後、「新しい公共」の担い手となっていくNPOなどの事業者にとって、寄附税制の拡充、認定NPO法人の認定基準の見直し、国・自治体等からの業務委託や公共事業等の新しい仕組みの創設などの環境整備が実現されれば、自立的な組織運営を図るためのまたとない契機となるであろうが、同宣言やこれに対する政府の対応には、まだまだ不明確な点が残されている。

一つは、「新しい公共」の主体は誰かという点である。重要な担い手として位置づける企業の役割を、「持続可能な社会の構築に貢献することにより、『経済的リターン』と『社会的リターン』の両方を実現する」という言葉で表していることから、将来的に社会的企業を志向している点は評価できる。

しかし海外の事例などをみても、その法人形態は多様である。会社形態もあれば、事業型NPO、協同組合もある。宣言で示された「新しい公共」の担い手の対象としては、協同組合というよりもNPOや企業に焦点があてられているように思われる。いいかえれば、大陸ヨーロッパを中心にみられるような、協同組合を基盤にした社会的企業というよりも、アングロサクソン系の国々にみられるような、企業家主導による社会的企業の普及をめざそうとしているように思える。

働く者や利用者など多様なステークホルダーがその活動に民民的に参加し、協働する場をつくることを目標とするのであれば、協同組合がこれまで果たしてきた役割がもっと見直されてもよいだろう。もちろん、協同組合自身が共助を基礎としつつも公益を実現する組織として整備されることが前提となる。

もう一つは、「新しい公共」の担い手たちのために整備されるこの枠組みのなかで、担い手たち自身が何を目標に何をすべきなのかという点である。とくに、「地域主権」をめぐる議論でもよく指摘されるように、かりに担い手の一員でもある中央政府が、本来自ら負うべき責任を回避し、「地域」や企業、NPOに「公共」を丸投げするのであれば、結果的に市場万能主義とあまり変わらないことになってしまう。

いま「新しい公共」について政府は何をなすべきか。それは、人と人との絆をつくるということだけではあるまい。地域生活圏のなかで生活上のニーズに即したサービスが提供されることは、就業・雇用機会の創出にもつながり、混迷する経済情勢のなかで、これも政策の大きな柱となるはずである。この点では新たな需要と雇用をつくりだす「新成長戦略」とも深く関係してくる。経済政策と社会政策を結合する政策構想をもつという責任が国に課せられているということである。

「新しい公共」がさまざまなレベルでより本格的に論議されることを期待したい。
(大熊猫)